

■教育行政のポイント

教員の“わいせつ行為”への対応

菱村 幸彦

令和元年度の「公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、わいせつ行為で処分を受けた公立学校の教職員は273人。過去最多の平成30年度(282人)に次いで2番目に多くなっている。

さらに、今回初めて「児童生徒に対するわいせつ行為を行った者」について調査が実施され、これに該当して懲戒処分を受けた教員は126人(免職121人、停職5人)となっている。

文部科学省は、人事行政状況調査の結果について通知(注)を出して、公立学校教員の人事行政の適正化を促しており、特にわいせつ行為の防止について詳しい留意事項を示している。

求められる厳正な処分と刑事告発

留意事項は多岐にわたっているが、重要なポイントを整理すると、次のとおりである。

第1は、厳正な処分である。言うまでもなく、児童生徒に対するわいせつ行為は教員として絶対に許されない。非違行為や疑わしい行為があった場合は、学校内でのみ対処することなく、必ず教育委員会に報告する必要がある。

現在、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準で、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員については懲戒免職とする旨の規定が整備されており、わいせつ行為があった場合は、原則として懲戒免職とする対応がとられている。依願退職等を許すようなことは、学校や教育委員会の信用を著しく損ねる行為であり、決してあってはならない。

第2は、犯罪行為の告発である。この点は、学校であまり意識されなかったと思う。刑事訴訟法239条2項は、公務員は「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定している。被害者や保護者の意向、あるいは、告発義務の重要性を認識しないまま教育委員会や学校が告発をしない例もみられるが、犯罪行為に該

当するわいせつ行為があると考えられる場合は、公務員は必ず告発をしなければならない。

特に平成29年の刑法改正で、強制わいせつ罪、強姦性交等罪は非親告罪となった。仮に被害者やその保護者が告訴しない場合でも教育委員会や学校は告発する義務がある。

SNSによる私的交流の禁止

第3は、予防的取組の推進である。教育委員会や校長は、教員に対する研修や意識啓発の取組を充実させ、繰り返しわいせつ行為の防止に関する服務規律の徹底を図る必要がある。

わいせつ行為の事案をみると、教員と児童生徒間でSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や電子メール等を用いた私的なやりとりが行われていた事案が少なくない。教育委員会の指針や通知等で、SNS等による児童生徒と私的な交流を禁止すべきである。業務上の連絡を行う場合は、管理職の許可の下に、児童生徒や保護者と適切な連絡をとる方法を明確にすることが必要である。

また、校内における密室状態の回避や児童生徒に対する複数教員による指導体制、教員や児童生徒を対象としたアンケートの実施などによる実態把握など、わいせつ行為の防止に向けた予防的取組を強化することが欠かせない。さらに、わいせつ行為による被害の相談体制の整備や、警察機関等による性犯罪被害相談電話などの相談窓口の周知を行うことも重要である。

このほか、通知は、わいせつ行為により懲戒処分等を受けた者が、事実を隠して、再び教員として採用されることのないよう、教員採用上の留意事項を示しているが、これは省略する。

(注)通知「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」(令和3年4月9日)

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●努力する前に、多忙を生み出してきた仕組みを変える。

超多忙な教師たちを救う 学校改革の極意

【著】西留安雄 A5判／定価 2,200円(税込)

